



<b>事業名</b>	～「みなとタバコルール」を守り、広める事業者を表彰します～ <b>「みなとタバコルール賞」を創設しました！</b>
------------	--

<b>ここがポイント</b>	まちのルールを守る事業者の自発的な取組を表彰し、広く PR します。表彰を通じ、みなとタバコルール宣言「2020 年度までに 2020 事業者」の登録達成をめざします（平成 30 年 6 月現在 771 事業者）。	<b>事業費</b>	<b>50 千円</b>
----------------	---	------------	--------------

みなとタバコルールを推進するため「みなとタバコルール賞」を創設

指定喫煙場所以外での屋外の公共の場所での喫煙の禁止等を定める「みなとタバコルール」を守り、従業員や関係者にルールを広めるため、**特色ある取組を実践する区内事業者（「みなとタバコルール宣言」登録事業者（※））を表彰**します。この取組により、みなとタバコルールに対する事業者の取組の活発化、登録事業者の拡大をめざします。

- 応募資格** 港区内に事業所のある事業者、団体
- 選考・決定** 自薦・他薦による応募を受け付け、港区環境美化推進協議会で審査のうえ、9 月下旬に「金賞・銀賞・銅賞」を決定します。
- 表彰式** 金賞受賞者には、後日開催する表彰式において、区長から賞状及び記念品を贈呈します。
- 応募期限** 平成 30 年 7 月 20 日（金）まで（必着）

◆事業所での取組を募集します！  
「社内報で社員にお知らせしています」「動画を放映しています」など

（※）「みなとタバコルール宣言」登録事業

「誰もがまちのルールを守り、たばこを吸う人も吸わない人もともに快適に過ごせるまち」をめざして、特に喫煙者の多くを占める在勤者や仕事で港区を訪れる方々に「みなとタバコルール」を守っていただくため、平成 29 年 4 月から「みなとタバコルール宣言登録事業」を開始しました。  
**現在 771 事業者が登録済です。（6 月 1 日現在）**  
**「2020 年度までに 2020 事業者」の登録をめざします。**  
 《宣言をすると…》

- ・登録証とともに社内啓発用のポスターやグッズ、動画データなどを提供
- ・登録事業者情報を港区ホームページで公表 など

登録することで、社員・取引先事業者に対して外「コ」ルルの取組の気運を高めることができます！

●港区の受動喫煙防止対策●

現在、国や東京都で検討されている法改正や条例制定の動向も踏まえ、屋外・屋内の総合的な受動喫煙防止対策を講じます。

【屋外】「みなとタバコルール」に基づき、指定喫煙場所以外での喫煙禁止等の徹底

【屋内】「みなとタバコ対策優良施設ガイドライン」に基づき、禁煙・分煙の徹底

区有施設は「港区区有施設受動喫煙防止対策基本方針」により敷地内禁煙

【家庭・職場等】禁煙相談、支援に加え、**平成 30 年 6 月から禁煙外来治療費助成開始**

資料 8  
参照

<b>問合せ</b>	課長	環境課 茂木	
	☎	03-3578-2485（直通）	
	係長	環境課環境政策係 駒井	
	☎	03-3578-2486（直通）	